

令和元年度共生社会の推進にかかる鎌倉市の取組報告

「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の施行を受けての、今年度の鎌倉市の取組を、資料でご報告いたします。

今年度、地域共生課では、主として、

1. 「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の施行と運用
2. 共生社会の推進に向けた、意識の形成
(合理的配慮のあり方や市民への理解啓発の検討を含む)
3. 福祉総合相談窓口の開設
4. 地域共生社会推進全国サミットの準備
5. 共生社会の推進に向けた、第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画、鎌倉市地域福祉計画への理念、基本的施策等の反映 等
(社会福祉法の法律改正を控えての今後の方向性の確認を含む)

を行ってきました。

これらの項目に沿って、取組や今後に向けての考えを説明いたします。別紙資料もご参照ください。

1. 「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の施行と運用について

平成31年4月1日に、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」が施行されました。

条例の施行に伴う本市の主な取組は、[資料2](#)をご参照ください。前回委員会で抽出された課題を中心に、担当課における今後の方向性を記載しています。

今後は、多くの課が共生社会の実現に向け、横断的に関わり、取り組んでいくこととなります。条例の理念を市職員が自らの業務に反映させていくことで自走していけるよう、地域共生課としては、職員の意識形成、庁内調整、包括的支援体制の構築等に注力していきたいと考えています。

2. 意識の形成（理解・啓発等）について

共生の意識形成を中心とした地域共生課の取組は、[資料3](#)に詳しく示しています。

条例の施行に伴い、まず、「共生窓口対応マニュアル」を作成し、様々な支援を見える化した「サインボード」を市役所本庁舎および分庁舎の窓口等に配置し、職員への研修を40回566人に行ってきました。また、条例を説明するパンフレットを作成し、市役所や行政センター等に配架するとともに、民生委員・児童委員、地域包括支援センターに配布したほか、鎌倉市立小・中学校学校を通じて全教員に説明・配布し、学校での活用を依頼しました。

市民を対象にした研修や説明は、9回352人に行ってきました。最近は、市民や事業者の方から、共生社会について説明してほしいとの声が多く寄せられ、職員が伺う機会も増えており、関心の高まりを感じているところです。

市民研修として、1年を通じ、「地域から、共生社会をつくる」と題した共生のまちづくり連続講座を開催しました。共生社会の構築を目指す視点を持って活動している方を招き、地域における先進的な取組の話の伺いました。これからも、市民の心のバリアをなくし、毎日の暮らしのなかで見方を変えるきっかけや、だれも排除されない場面や環境、地域をつくっていきたいと考えています。

市民意識の形成にあたっては、学校における児童・生徒への理解・啓発および合理的配慮も欠かせません。学校に対しても、特別支援級の教員を対象に、特別支援教育研修会において、合理的配慮に関する研修を教育委員会と共催しました。同様に、市職員に対しても、合理的配慮に関する研修を職員課と共催しました。

広報かまくらでの説明も、積極的にを行っています。6月1日号で特集を組んだほか、2か月に1回のペースでコラム「『共生社会』の実現に向けて」を連載しました。コラムは、生活福祉課、市民健康課、高齢者いきいき課、文化人権課等、庁内を横断して様々な課が執筆するかたちをとっており、それを地域共生課が調整しています。

3. 福祉総合相談窓口の開設について

平成31年4月、地域共生課に、福祉総合相談窓口を開設しました。相談にかかる合理的配慮の一環としての取組です。「複数の困りごとの相談」や「相談窓口がわからない」方を主な対象として、相談に来た市民の話をゆっくりと聞き、内容を整理し、一緒に考えていくことを通じて、問題の解決を図ることを目的としています。令和元年度は、令和2年2月15日現在で、127件の相談を受けました。

市民が相談先を自分で調べられるよう、冊子「かまくらサポートリスト」も配布し、リストにある困りごと相談先の一覧をHPに掲載しています。希死念慮のある方の相談には、市民健康課の保健師と一緒に対応しています。

ひきこもり状態にある市民やその家族に向けても、現在、相談窓口として、福祉総合相談窓口を案内しています。令和2年度からは、新たな取組みとして、神奈川県と提携し、県のひきこもり相談・支援アドバイザーによる出張窓口を月2回、福祉総合相談窓口とは別に開設することとしました。加えて、市独自で「ひきこもり」に特化した専門の相談員を令和2年度中に配置します。今年度の福祉総合相談窓口における引きこもり支援へのニーズを重く受け止め、ひきこもり問題を抱える世帯に対して特化した窓口を設けることで、よりきめ細やかな相談支援を行い、課題の解決を目指していきます。

今後も、複雑化、複合化した福祉の問題を包括的に支援するため、全市的な福祉の相談体制との整合性を図りながら、福祉総合相談窓口を運営していきたいと考えています。

4. 地域共生社会推進全国サミットの準備について

令和2年10月22日(木)、23日(金)に、「第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら」を鎌倉市で開催します。

地域共生社会推進全国サミットは、すべての人が、住み慣れた地域で、自分らしく生活できる地域共生社会の実現に向けた取り組みなどを考えるイベントです。市民のほか、地域福祉やまちづくりを推進する関係者が全国から集まり、講演会やシンポジウムを通じて情報を共有しながら、地域共生社会への理解を深めます。

サミットで得られた知見を、市全体の知識や技術の底上げにつなげ、地域共生社会の推進を自分のこととして考える市民を増やしていくために、サミットを契機に、次年度以降もよりいっそう、地域での理解や実践が進むよう、取り組んでいきたいと考えています。

現段階の概要は資料4をご参照ください。プログラムの詳細はこれから検討していきます。

5. 総合計画、地域福祉計画への理念、基本的施策等の反映について

社会福祉法等の法律改正を控え、今後の市の方向性を確認するなかで、地域での共生社会の構築をより推進することを目的に、「包括的な支援」と「多様な参加・協働」の推進の考えを、第3期総合計画第4次基本計画や地域福祉計画に反映させてきました。

総合計画には、鎌倉版地域包括ケアシステムが位置づけられました。地域福祉計画は、「お互いを尊重し、支え合いながら、ともに生きるまち かまくら」を理念に掲げ、「総合的な相談体制の確立」「包括的支援体制の構築」「地域における福祉活動や人材への支援」を重点的に取り組む内容としています。

「包括的な支援」と「多様な参加・協働」の推進は、市と市民が一体となって、地域で共生社会を構築するにあたっての、土台となる考え方です。市民の抱える課題が複雑かつ複合的であっても、課題を包括的に捉え、丸ごと対応する体制を行政が構築し(包括的な支援)、一方、市民も、立場を入れ替えつつ地域課題を我が事と捉え、支えあいながら地域づくりに参画していく(多様な参加・協働)ことが大切であるというものです。

今後も、国の動向を研究しながら、地域での共生社会の実現に向け、「包括的な支援」と「多様な参加・協働」の推進をはじめとした様々な取組を行っていきます。

以上、市からの説明となります。

意見提出書の質問項目に従って、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。